

支 払 基 金
平成 2 5 年 6 月 2 8 日

特定器材マスターの改定について

今般、平成 2 5 年 6 月 2 8 日付け厚生労働省告示第 2 1 6 号により特定器材マスターを下記のとおり改定しましたのでお知らせします。

また、この公表レコードの適用年月日は、平成 2 5 年 7 月 1 日であることから、平成 2 5 年 6 月診療分請求に係るマスターへ誤って使用することのないようご留意願います。

記

1 特定器材コードの新設

平成 2 5 年 7 月 1 日適用

特定器材 コ ー ド	特定器材名	金額 種別	金額
710010721	人工股関節用材（骨盤側材・カップライナー一体型 （ 3 ））	1	94,200
710010722	髄内釘（位置情報表示装置（プローブ・ドリル））	1	22,400
710010723	ペースメーカー（シングルチャンバ・MRI対応型）	1	781,000
710010724	植込型除細動器用カテーテル電極（アダプター）	1	256,000
710010725	冠動脈カテーテル交換用カテーテル	1	19,100
710010726	組織拡張器（乳房用）	1	32,100
710010727	大動脈用ステントグラフト（胸部大動脈用・メイン 部分・分岐）	1	1,850,000
710010728	大動脈用ステントグラフト（胸部大動脈用・メイン 部分・分岐）・指定	1	1,970,000
710010729	神経再生誘導材	1	388,000
710010730	気管支用充填材	1	7,400
710010731	陰圧創傷治療用カートリッジ	1	21,000
710010732	人工乳房	1	69,400

薬事法承認番号「22400BZX00516000」を付与されたものに対しては、平成 2 5 年 7 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日までの間この金額となります。

2 特定器材名称の変更

平成25年7月1日適用

特定器材 コード	特定器材名	
	変更後	変更前
732530000	ペースメーカー（シングルチャンバ・標準型）	ペースメーカー（シングルチャンバ）
726190000	組織拡張器（一般用）	組織拡張器
710010268	大動脈用ステントグラフト（胸部大動脈用・メイン部分・標準型）	大動脈用ステントグラフト（胸部大動脈用・メイン部分）